

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記の通り随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第1項の規定により公表する。

平成29年3月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 契約の内容

平成29年度実施 西牟婁総合庁舎廊下等の清掃業務
（詳細については仕様書のとおり）

2 契約の相手方の決定方法

西牟婁振興局及び田辺保健所管内（田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、みなべ町）に所在する地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号に規定されている施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者で、当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を提出させ、最低価格であった者を相手方とする。

3 契約の相手方の決定日時（予定）

平成29年3月22日 午後5時

4 契約の相手方の選定基準

上記2に規定する者で県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない者

5 見積書の提出期限及び提出場所

（1）提出期限

平成29年3月22日 午後5時

（2）提出場所

田辺市朝日ヶ丘23-1 西牟婁総合庁舎 3階

西牟婁振興局地域振興部総務県民課

電話 0739-26-7906

説明事項

1 見積方法等について

- (1) 参加者は、見積書に必要事項を記入の上、提出を行うこと。
- (2) 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。
なお、見積金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- (3) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算して得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
- (5) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合その名称又は商号）及び業務内容を表示しなければならない。
- (6) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない証明書を見積書とともに提出すること。

2 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかった見積書
- (3) 参加者が2以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

3 契約の相手方決定の方法等

- (1) 提出された見積書記載金額のうち最低の価格をもって上記2に該当しない有効な見積書の提出を行った者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の見積金額を提示した者が2人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書（ファクシミリを含む。）で通知する。
なお、当該見積書を提出した者で、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

見 積 書

見積金額

千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、平成29年度西牟婁総合庁舎（廊下等）清掃業務委託に係る
見積金額

上記のとおり見積もります。

平成 年 月 日

住所

（法人にあつては、
主たる事務所の
所在地）

氏名

（商号（屋号）を含む。
法人にあつては、
その名称及び代表
者の氏名）

印

和歌山県知事 様

- 注) 1 見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を見積書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。